

地域協議会の概要について

1 目的等

- 地域協議会は、復興特区制度を活用し、復興のための具体的な取り組みを地域全体として円滑に推進するため、地方公共団体や地域の関係者、事業実施主体等が、取り組みの円滑化のための意見の集約、合意形成等を行うことを目的としている。
- 特区法上、地域協議会の設置は任意だが、以下の場合には設置が必要である。
 - ①復興推進計画の認定申請をしようとする地方公共団体が新たな規制の特例等に関する提案をする場合
 - ②食料供給等施設の整備に係る農地法等の特例を活用する場合
 - ③小水力発電に係る河川法及び電気事業法の特例を活用する場合
 - ④復興特区支援利子補給金の支給を受ける場合

2 構成員

- 地域協議会の構成員は、特区法において次のとおり規定されている。
 - ①復興推進計画を作成する地方公共団体、又は計画の認定を受けた地方公共団体
 - ②復興推進事業を実施する者、又は実施すると見込まれる者
また、地方公共団体が必要と認めるときは、次に掲げる者を構成員に加えることができる。
 - ③復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - ④その他地方公共団体が必要と認める者
- 上記③、④に該当する者であって地域協議会の構成員でないものは、地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができ、正当な理由がある場合を除き、地方公共団体は当該申出に応じなければならない。

3 協議・運営等

- 地域協議会では、復興推進計画の作成・変更や新たな規制の特例等の提案、その他復興推進計画の実施に関し必要な事項について協議を行う。
- 復興推進計画を作成しようとする場合には、計画に定める事項について地域協議会における協議が必要であり、認定申請にあたって協議の概要の添付が必要である。
- 地域協議会の会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。
- 協議の進め方について、特定のテーマやプロジェクトのみを対象とした協議会を設置することも可能であり、また、会議形式ではなく、Eメール等を活用して協議を行うことも可能とされている。

（復興推進計画の認定）

第四条

1～5 略

6 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとする場合において、第十三条第一項の復興推進協議会（以下この項、第十一条第一項及び第十二条第四項第二号において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該復興推進計画に定める事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
- 二 第四項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- 三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

8～11 略

（復興推進協議会）

第十三条 特定地方公共団体は、第四条第一項の規定により作成しようとする復興推進計画並びに認定復興推進計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、復興推進協議会（以下この条及び次節において「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 前項の特定地方公共団体
- 二 復興推進事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 当該特定地方公共団体が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- 二 その他当該特定地方公共団体が必要と認める者

4 特定地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該特定地方公共団体が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあっては、特定地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

- 一 復興推進事業を実施し、又は実施しようとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該特定地方公共団体が作成しようとする復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

7 特定地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であって地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する特定地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた特定地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。